

内閣参質一八九第八〇号

平成二十七年三月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山崎 正 昭 殿

参議院議員小西洋之君提出憲法前文の平和的生存権に係る文言の趣旨に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出憲法前文の平和的生存権に係る文言の趣旨に関する質問に対する答弁書

御指摘の文言は、全世界の国民は基本的人権が維持され保障されるための条件である平和を享受する権利を有していることを述べたものと解している。

先の答弁書（平成二十七年一月九日内閣参質一八八第一六号）六についてでお答えしたとおり、憲法前文は、それぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持つものと解しており、特定の条文について解釈の指針となるとかならないというものではない。

